

## 船橋市野菜生産出荷安定事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市場における野菜の価格が著しく低落した時に、生産者に対し、船橋市野菜生産出荷安定事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、野菜の生産と出荷の安定を図り、もって農業の健全な発展と消費生活の安定に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市場 卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第2項に規定する卸売市場をいう。
- (2) 生産者 五戸以上の農家からなる出荷組合を構成し、農業協同組合を通じて野菜を市場へ共同出荷している者をいう。
- (3) 農業協同組合 市川市農業協同組合及びちば東葛農業協同組合をいう。
- (4) 野菜 生産者が市場に出荷したきゅうり、だいこん、ねぎ及びほうれんそうをいう。

### (受給資格)

第3条 補助金の交付を受けることのできる者は、本市に住所を有し、住民基本台帳に登録され、かつ、農業協同組合員となっている生産者とする。ただし、船橋市暴力団排除条例(平成24年船橋市条例第18号)第2条第1項に規定する暴力団並びに同条第3号に規定する暴力団員等及び同条例第7条に規定する暴力団密接関係者は、対象者としなない。

### (出荷期間)

第4条 補助金の交付を受けることができる野菜の出荷期間は、次の各号に掲げる期間とする。

- (1) きゅうり 9月20日から10月20日まで
- (2) だいこん 11月11日から12月20日まで
- (3) ねぎ 11月1日から12月20日まで
- (4) ほうれんそう 11月1日から12月20日まで

### (代理人)

第5条 補助金の交付を受けようとする生産者は、補助金の交付申請、請求及び受領の権限を市長の指定する農業協同組合に委任しなければならない。

2 前項の規定により委任を受けた農業協同組合(以下「代理人」という。)は、補助金の交付を受けようとする生産者から委任状(第1号様式)及び誓約書(第6号様式)を徴し、市長に提出しなければならない。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする代理人は、船橋市野菜生産出荷安定事業交付申請書(第2号様式)及び誓約書(第6号様式)により、市長に申請しなければならない。

(交付可否の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を船橋市野菜生産出荷安定事業補助金交付決定通知書(第3号様式)により、当該申請した代理人に通知する。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、毎年度の品目別及び旬別市場価格(以下「市場価格」という。)が保証基準額以下に下落した場合において、当該保証基準額から市場価格を差し引いた額の80パーセントに相当する額に30パーセントを乗じて得た額とする。ただし、市場価格が最低基準額未満に下落した場合においては、当該最低基準額を市場価格とする。

2 前項に規定する保証基準額及び最低基準額は、千葉県青果物価格補償事業の「保証基準額等」を準用する。

(交付請求)

第9条 第7条の規定により補助金を交付する旨の決定を受けた代理人は船橋市野菜生産出荷安定事業補助交付請求書(第4号様式)により市長に請求しなければならない。

(配分の報告書の提出)

第10条 補助金の交付を受けた代理人は、速やかに代理を受けた生産者に補助金の全額を配分し、配分後14日以内に船橋市野菜生産出荷安定事業補助金配分報告書(第5号様式)により、市長に報告しなければならない。

2 代理人は、補助金を生産者に配分するにあたり、生産者の預金口座への振込みまたは生産者から受領証を徴収することにより、交付した日付及び金額を明らかにしておかなければならない。

(交付決定の取消し等)

第11条 偽りその他不正の手段により、補助金の手続きを委任した生産者若しくは委任を受けた代理人または補助金の交付決定を受け、若しくは補助金の交付を受けた代理人があるときは、市長は、補助金の交付決定を取消し、又、既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付の手続きについては、船橋市補助金等の交付に関する規則の例による。

附則

この要綱は、昭和49年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

第1号様式

委任状

住所

氏名

私は、上記の者を代理人と定め、  
年度船橋市野菜生産出荷安定事業  
補助金の交付申請、請求及び補助金の受領に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

住所

氏名

印

住所

氏名

印



第3号様式

第 号  
年 月 日

農業協同組合長

様

船橋市長

印

船橋市野菜生産出荷安定事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け第 号で申請のあつた補助金の交付については  
下記のとおり決定したので、船橋市野菜生産出荷安定事業補助金交付要綱第7  
条の規定により、通知します。

記

1 生産者数

2 対象品目

3 交付決定額

円

第 4 号様式

第 号  
年 月 日

船橋市長 あて

所在地  
農業協同組合名  
代表者氏名 印

船橋市野菜生産出荷安定事業補助金交付請求書

船橋市野菜生産出荷安定事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、補助金の  
交付を下記のとおり請求します。

記

- 1 指令年月日
- 2 指令番号
- 3 対象品目
- 4 交付決定額 円

第5号様式

第 号  
年 月 日

船橋市長 あて

所在地  
農業協同組合名  
代表者氏名 印

船橋市野菜生産出荷安定事業補助金配分報告書

次のとおり補助金を配分したので、船橋市野菜生産出荷安定事業補助金交付要綱第10条の規定により報告します。

配分年月日	地区名	出荷組合名	生産者氏名	金額(円)
合 計				

第6号様式

誓約書

船橋市長                      あて

船橋市野菜生産出荷安定事業補助金の交付申請を行うに当たり、次に定める欠格条項に該当していないことを誓約します。

平成    年    月    日

住所

氏名

㊞

住所

氏名

㊞

【欠格条項】

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
  - ② 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - ③ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が暴力団員である者
  - ④ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
  - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
  - ⑥ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
  - ⑦ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - ⑧ 暴力団が行う行事に参加し、又は自己が開催する行事に暴力団を参加させている者
  - ⑨ 下請契約又は資材、原材料の購入契約等において、相手方が暴力団と前記のいずれかの関係を有していることを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められる者
- ※上記について、船橋市暴力団排除条例（平成24年船橋市条例第18号）に基づき、関係行政機関（警察）に照会することがあります。

## 別紙

船橋市野菜生産出荷安定事業補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき、補助金の計算方法について、次のとおり定める。

- 1 「出荷量」は、kg単位で算出し、kg未満を切り捨てる。
- 2 「1kg当市場価格」は、銭単位まで算出し、銭単位未満を切り捨てる。
- 3 「補助金額」は、旬別、生産者別に算出し、円単位未満を切り捨てる。